

社会福祉法人三恵会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間内に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を70%以上とすること

<対策>

- ・チラシ等を作成し、職員に周知させる
- ・育児休業等に関連の助成金の一覧表を作成する

目標2 育児のための、短時間勤務制度の利用促進をはかる。

<対策>

- ・制度の周知をはかる
- ・対象者のリストを作成し、ニーズ調査を行う

目標3 年次有給休暇の取得の促進

<対策>

- ・取得を促すポスターを作成する
- ・年次有給休暇日数の最低3割は消化する
- ・可能な部署においては、勤務表に組み込む

目標4 インターンシップの受入れの促進

<対策>

- ・インターンシップを受け入れる施設であることをアピールする
- ・各施設年1回は受け入れる

社会福祉法人三恵会行動計画（女性活躍推進法）

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日までの4年間

2、目標と取組内容・実施時期

目標1 管理職（部門長以上）に占める女性割合を35%以上にする

<取組内容>

- ・平成28年4月～ 管理職候補の女性に重要ポストを経験させる等、意識的な育成の実施
- ・平成28年4月～ 社内会議・各種プロジェクトに女性をメンバーとして参加させる
- ・平成28年4月～ 女性社員を会議、勉強会のチームリーダーとする等、責任ある役割を経験させる